

令和5年度宮城県産いちごの輸出拡大促進業務 業務委託仕様書

1 委託業務の実施

宮城県（以下「委託者」という。）が実施する令和5年度宮城県産いちごの輸出拡大促進業務（以下「委託業務」という。）の実施について、受託者は、本仕様書により委託業務を実施するものとする。

2 業務の目的

宮城県が東北一の生産量を誇るいちごについては、「宮城県農林水産物・食品輸出促進戦略」の中で輸出基幹品目に位置づけ、輸出促進に取り組んでおり、これまでも香港等に輸出されていたが、ロス率の改善や安定供給が課題となっていた。

そこで、令和4年度に県内の複数の生産者と食品商社が連携し、統一デザインによる輸出用パッケージの開発や、産地から海外現地小売店まで一貫したコールドチェーンの整備等に取り組み、大ロットのいちごを鮮度保持しながら定量的・定期的に輸出するモデル体制が構築され、今後、更なる輸出拡大が期待されている。

一方で、いちごの輸出においては、ロットの確保、更なる輸送ロス及び輸送コストの低減、また、輸出先国・地域によっては植物検疫及び残留農薬基準等への対応が必要となるなど、様々な課題が明確になっている。

このため、本県の強みを活かした収益性の高いいちごの輸出産地確立に向けて、課題解決型の事業を展開し、アジアを中心として更なる県産いちごの輸出拡大を目指すもの。

3 委託期間

契約締結日から令和6年3月22日（金）まで

4 委託業務の内容

以下に掲げる内容を含む業務の企画を提案し、実施すること。

(1) 収益性の高い持続的ないちご輸出産地の確立

県産いちごが継続的に輸出されるための体制を構築するとともに、輸出量の増大に向けた産地づくりを行い、輸出に取り組むいちご生産者の増加を図る。

また、現在日本からは、主に11月～3月頃に収穫される九州や関東地方のいちごが輸出されているが、宮城県から2月～5月頃にいちごを輸出することで、海外需要に応える産地リレーが可能となる。

このため、特に2月～5月収穫の新鮮で高品質ないちごを安定的に輸出できるような生産体制を整えるとともに、国内市場との需給バランスを考慮し、収益性の高い県産いちごの輸出商流モデルを構築すること。あわせて、暖候期のいちごの品質保持に向けた取組を実施すること。

【取組事項】

- ・ 県産いちごの輸出体制の構築（出荷数量の取りまとめや品質管理、取引条件の調整等を行う産地事務局を設置すること）
- ・ いちごの輸出産地づくり（県内2地域以上）
- ・ 県産いちごの輸出商流モデルの構築（アジア2か国・地域以上）
- ・ 県産いちごの輸出量の増加（3万パック以上）
- ・ 県産いちごの輸出額の増加（1,000万円以上）
- ・ 宮城県版輸出用いちご出荷規格・カラーチャートの策定と、品質保持に向けた定期的な検討会の開催

(2) 宮城県産いちごのブランド向上

海外現地消費者の県産いちごに対する認知度を向上させるため、現地小売店等と連携し、PR動画を作成・配信、現地試食会を企画・開催するとともに、現地メディアやインフルエンサーを活用した情報発信を行うなど、効果的なプロモーションを展開すること。

あわせて、海外における県産いちごの他産地との差別化及びブランド向上のため、輸出用パッケージ（箱、フィルム等）のデザイン制作・実装を行うこと。

【取組事項】

- ・ PR動画の作成・配信（30秒以上×2本）
- ・ 現地試食会の開催（アジア2か国・地域以上、各国・地域2回以上）
- ・ 現地メディアやインフルエンサーを活用した情報発信（アジア2か国・地域以上、各国・地域4回以上）
- ・ 輸出用パッケージのデザイン制作・実装

(3) 仙台空港を活用した新たないちご輸出モデルの検討

宮城県産いちごは、現在、主に成田空港や羽田空港から輸出されている。

このため、将来的な仙台空港からの輸出を見据え、仙台空港を活用した新たないちご輸出モデルの構築について検討を行う。

仙台空港からいちごのテスト輸出を実施したうえで、産地から海外現地までのリードタイムの短縮や、輸送コストの削減効果など、仙台空港活用の優位性について検証すること。

【取組事項】

- ・ 仙台空港を活用したいちご輸出モデルの構築に向けた実証試験の実施（アジア1か国・地域以上）

(4) いちご輸出と連携した宮城県産食品の海外販路開拓

本事業で取り組むいちご輸出の商流や販売チャンネルを活かし、宮城県産の野菜や果物、その加工品等を中心に、新たな品目の海外販路開拓を行うこと。

【取組例】

- ・ いちごといちご加工品とのセット販売

- ・促成いちごの生産が無い夏期の，加工・業務向け夏秋いちごの輸出
- ・促成いちごの出荷量が少ない時期の，いちごと他品目との混載輸出
- ・いちご輸出のクールドチェーンを活用した生鮮品の輸出 など。

(5) 成果物の提出

本業務の成果物として，委託者が別途指定する期日までに実績報告書（任意様式）を提出すること。

実績報告書は本業務で実施した内容及び結果をまとめるとともに，実施結果から業務の効果を分析すること。

なお，実績報告書は紙媒体（2部）及び電子データにて提出すること。

(6) その他本事業に関わること

イ 委託者への中間報告

中間報告を2回程度実施し，委託者に対して業務の進捗状況等を報告すること。

ロ 再委託について

委託業務を一括して第三者に再委託することはできない。ただし，効率的に業務を実施するために必要である場合は，県と協議のうえ，委託業務の一部を再委託することができる。

ハ 仕様の変更について

受託者は，やむを得ない事情が発生した場合や，業務の目的を達成するためにより効果的・効率的な手法がある場合等は，本仕様書の変更について県と協議することができる。

ニ その他，委託業務に関連し必要と認められる事務を行うこと。

5 その他

上記以外の事項について処理する必要がある場合は，受託者は委託者と速やかに協議の上，互いに誠意を持って解決に取り組むこととする。